

「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会（第4回）  
議 事 概 要

1. 日時 令和8年3月2日（月）15:00～17:00

2. 場所 ビジョンセンター東京虎ノ門 501C 会議室

3. 出席者

■ 検討委員（五十音順、敬称略）

九州医療科学大学 臨床心理学部 臨床心理学科 教授 加藤 謙介

新潟県動物愛護センター 技術専門員 遠山 潤

一般社団法人 日本愛玩動物看護師会 理事

一般社団法人 ひと to ペット 理事長 西村 裕子

公益社団法人 日本獣医師会 危機管理室 統括補佐

公益社団法人 東京都獣医師会 顧問

特定非営利活動法人 アナイス 代表 平井 潤子

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当） 杉本 昌英

■ オブザーバー（五十音順、敬称略）

ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科 教授 本田 三緒子

■ 環境省

自然環境局 総務課 動物愛護管理室 室長 石川 拓哉

企画官 小林 誠

動物共生専門官 佐藤 啓一郎

環境専門員 齋藤 清香

係員 小林 輔

■ 事務局

一般財団法人 自然環境研究センター

有限会社 北路社

#### 4. 議事概要

(1) 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂案について

(2) その他

##### <資料>

- 資料1 各種災害を想定した支援について ※委員限り
- 資料2-1 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版台割 (案)
- 資料2-2 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版原稿 (案)
- 資料3 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版表紙 (案)
- 
- 参考資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」対象と改訂のポイント
- 参考資料2 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版掲載事例 (案) 一覧
- 参考資料3 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版掲載資料 (案)
- 参考資料4 「人とペットの災害対策ガイドライン」検討事項とりまとめ表 (第3回意見追記)
- 参考資料5 「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」チェックリスト関連部分抜粋
- 参考資料6 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂等に係る検討会 (第3回) 議事概要
- 参考資料7 令和6年能登半島地震における被災動物対応記録集 (令和7年9月発行) ※委員限り
- 参考資料8 人とペットの災害対策ガイドライン (平成30年3月発行) ※委員限り

##### (1) 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂案について

##### <資料>

資料1 各種災害を想定した支援について ※委員限り

##### ■ 民間団体と行政の連携による取組事例紹介

ヤマザキ動物看護専門職短期大学の本田氏から資料1についての説明を行った。

- 被災地に学生を派遣する際には食料の確保等の自己完結が必要であり、実際の派遣には課題があるように感じる。(西村委員)
- 後援会からの寄付により、食料や毛布、電源等の備蓄はある。一方で動物の収容設備や消毒、餌等については最低限のものしか用意していない。平常時からの訓練を

通してどのように組織を立ち上げ活動するかといったところも学生に学んでほしいと考えている。(本田氏)

- 渋谷区は在宅避難を推奨しており、学校で平時から、ペットの預かりやトリミングを受けたり、学生にフィールドワークをさせたりすることは、在宅避難するペット世帯の把握ができるのではないかと考えるがどうか。(西村委員)
- 個人情報の取り扱い等の課題があるため、学生が在宅避難者の情報を扱うことは難しい。(本田氏)

<資料>

資料2-1 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版台割案

資料2-2 「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版原稿(案)

参考資料1 「人とペットの災害対策ガイドライン」対象と改訂のポイント

#### ■ 対象と改訂のポイントについて

環境省から参考資料1について説明を行った。

- 委員から意見なし。

#### ■ 改訂版台割案の修正について

事務局から資料2-1について説明を行った。

- 委員から意見なし。

#### ■ 改訂版原稿(案)について

事務局から資料2-2について説明を行った。

#### ■ 総説2 ガイドラインの対象と用語の解説

- ガイドライン冒頭に同行避難フロー図を掲載することは分かりやすくよい。一方で、ガイドライン改訂版で使われる「分散避難」の解説が、一般的な防災での使用方法に合わせて「避難所も含めた多様な避難先」を意味するものとして位置付けられているが、分散避難に「避難所対応」が含まれていることで、同伴避難と分散避難の用語の理解が混乱する人が出てくるだろう。例えば、「本ガイドラインでは、特に公的な避難所等でのペット対応について『同伴避難』の語で整理を行う」等として、それぞれの語が示す対象・範囲が明確になるよう、加筆修正を行う必要があるだろう。なお、12ページの図の「同伴避難」には避難所以外の避難先でペットを飼養する場合も含まれているように見えるため、語の定義に即して適切な修正をする必要があると考える。(加藤委員)

#### ■ 総説3 基本的な視点

- 18ページ5. 多様な主体との連携・協働について、「ペット対象の支援の場合は明確なルールや規範がない」との記載があるが、それを示すのがガイドラインの役割だと考える。曖昧なままにするのではなく、環境省ガイドラインでは「被災者によるペットの適正飼養支援・自立支援」が大目標となっているので、その旨をここで明示し、この目標のために関係者が連携することを記した方が良いのではないかと考える。

(加藤委員)

## ■ 総説5 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

- 各主体の役割の中に「地域コミュニティ」と「動物愛護推進員」を加えるべき。全国各地で様々な地域防災が地域コミュニティ単位で進められていることを踏まえると、既存の地域防災に「ペット」のことを組み込むことで、より地に足の着いた「人とペットの災害対策」の実現が可能になると考える。また、町内会や自主防災組織の方々等、地域の防災関係者が必ずしも「ペット」対応に精通しているわけではない中で、行政と地域コミュニティ関係者の繋ぎ方が明示されていないのは不十分だと感じる。地域コミュニティの役割や、地域コミュニティと行政との連携を加筆することで、後半部の「ペットを飼養する要配慮者の適切な避難促進」や「自主避難所でのペット対応」に関する課題等、行政側で対応が困難な部分も、地域力によって対応しやすくなるのではないかと。(加藤委員)

## ■ 本編全体について

- 「不妊・去勢」が「避妊・去勢」に修正されているが、避妊は妊娠を避けることであり、卵巣や精巣を摘出することは、TNR などでは「不妊」と使われているが、災害時だからなどの理由で、「避妊・去勢」としているのか。(西村委員)
- 獣医学的には「不妊」という用語には「去勢」の意味も含まれており、「不妊・去勢」は適切な表現ではないとの指摘があった。「避妊・去勢」を合わせて「不妊処置」として表現するのが適切であり、「避妊・去勢」とした。(事務局)
- 動物愛護センターでは不妊という用語が一般的である。その他についても調べたうえで一般的な用語を採用するのが良い。(遠山委員)
- 暑さ・寒さ対策の記載について、多項目で繰り返し記述されているため、意図的に掲載していないのであれば、一か所にまとめるなどの整理が必要。(遠山委員)

## ■ 本編1-1 一般飼い主への普及啓発

- 45 ページ(6) 自分に合った避難行動の把握(分散避難関係)について、言葉の定義上は避難所もそれ以外の避難先も並列の形になっている。環境省ガイドラインでは、避難所対応について同伴避難という用語があるので、分散避難から避難所対応を分けて整理した方が、読者の誤解が減えられるだろう。また、同項の「自宅での飼養」は次項(7)の「在宅避難」と内容が重複するため整理が必要。(加藤委員)
- 47 ページ(7) 在宅避難について、熊本の水害の際、1階が浸水し、2階で猫数頭とともに在宅避難しており、発見が遅れた事例があった。情報難民のような方々の発見が遅れている事態が生じている。避難所に情報を取りに行く記載はあるが、ご近所などに自ら助けを求めるような記載や、社会福祉協議会(ボランティアセンター)に連絡を入れることで、自宅の片づけに来てもらえることやボランティアの方々に入ってもらえるような記載があると良い。(西村委員)
- 本ガイドラインで伝えるべきことは、平常時に避難先を複数確保しておき、災害時に自宅の安全が担保され、ペットの飼養環境が他の避難先よりも適しているのでは

れば、在宅避難も1つの避難先になるということだと思う。孤立した方や、要配慮者の避難状況の情報を吸い上げて支援するという話に及んでしまうと、環境省が策定するペット対策のガイドラインではなく、内閣府において検討される要配慮者の避難対策の話になってしまう。本ガイドラインの対象は動物なのか、人(要配慮者)なのかなどを整理して考えるべき。(平井委員)

■ **本編1-2 動物愛護管理部局(都道府県・指定都市・中核市)で行う対応**

- 61 ページ(4) 支援金の募集方法の検討について、災害が起きてから口座を開設することは困難な場合が多い。支援金口座は平常時に開設しておくべきであることをガイドラインに明記すべき。(遠山委員)
- 74 ページ(4) 動物保護施設の設置・運営について、環境省が作成した「救護施設運営の手引き」を参照させるような記述とした方が良い。手引きは現行ガイドラインの出版後に作成したものであり、東日本大震災で生じた問題点等も記載されている。(遠山委員)
- 83 ページ(5) ボランティアの要請と受入れについて、「民間団体が活動を行う場合も、必ず、自治体や現地本部等に登録し、了解を得て活動する」との記述がある。このように記される経緯については承知しているが、実際の災害時に、自治体や現地動物対策本部は、適切なマネジメントが可能だろうか。外部支援者となる民間団体と被災自治体との連携のあり方については、人間の災害ボランティアでも同様の課題が指摘されているが、概ね、「専門家対素人」「管理対自由」等の議論に終始し、肝心の被災者支援につながっていないことが課題となっている。人間の災害ボランティアの事例では、経験豊富なNPO団体などが被災地域との信頼構築の上にボランティアセンターの代わりとなって支援ネットワークを繋げていくこともあるようだ。こうした事例を踏まえて、適切な表現に修正する必要があると考える。(加藤委員)
- 具体的な解説等に関しては別冊で環境省から出されている“ボランティアの規範”を参照するように促すのが良いのではないか。(平井委員)
- ボランティアを要請する上では、動物の飼養管理に関する専門知識だけでなく災害に対する知識が必要となる。避難所の仕組みや組織の動き方に関する情報も重要であり、動物に詳しいだけでは被災地で事故にあう可能性がある上に、避難所を混乱させる状況も懸念される。(平井委員)
- 85 ページに「コミュニティが分断」という表現があるが、今回の検討会の中でも、しばしば「コミュニティ」という言葉が使用されている。しかし、加藤委員のいうコミュニティは地域コミュニティのことを指し、西村委員のいうコミュニティは職業コミュニティのことを指しているのではないか。使い方によっては曖昧に多くの「コミュニティ」が出てきてしまう。本ガイドラインの中では、地域コミュニティに限定して使う等の整理をしないと、分かりにくくなる。言語の整理が必要。(平井委員)

■ 本編 1-3 主体間の連携項目一覧

- 委員から意見なし。

■ 本編 1-4 自治体等が行う避難所対応

- ガイドラインの中で同伴避難という用語がほとんど使われてない。避難所対応においては同伴避難という用語に統一して記載したほうが良い。その上で、以前の検討会でも指摘があったように、「同伴避難対応が可能な避難所の設置数」や、「避難所ごとの受入れ方法等の周知」の課題について、より具体的に示した方が良い。設置数については、「被災者は、生活再建のため、できるだけ自宅近くの避難所に身を寄せる傾向がある。このため、全避難所は困難でも、またペットが『別室飼養』であっても、多くの避難所でペットを受け入れ可能な状況にすることで、被災者の適切な避難を促すことができる」等の記述が必要ではないだろうか。また、避難所情報の周知について、「聞かれたら答える」等、対応に消極的な自治体も少なくないようだが、同伴避難対応の可否は、飼い主の避難行動促進にとって極めて重要な災害情報である。このため、「バリアフリー対応可」等の避難所環境の情報と同様に、基礎的な情報として、自治体に、市民に対する周知を促す必要があると考える。

(加藤委員)

- 95 ページ (2) 夏場や冬場での対応と必要な備えについて、地域のペットの飼い方に応じた飼養環境の整備が求められることを明記すべき。屋内飼養が大半を占めている都市部においては、ペットは屋外飼養といった情報だけを発信してしまうと、その情報自体が避難を阻害する要因になる。全ての避難所でペットの屋内受入れは困難だろうが、ペットの避難スペースが屋外であっても、避難先がそこしかないなら、ためらわずに避難するよう、行政が市民に対してコミュニケーションを図る必要があることを明示した方が良い。(加藤委員)

- 101 ページ (4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する市区町村との調整について、被災者のニーズを考えると、多数ある避難所のうちの1, 2箇所だけペット受入れ可の避難所を設定すれば良いといった対応では駄目なことなどを注意点として記載すべき。また、現実的に避難所で地域のペットをすべて収容できるわけではない。避難所でのペットの受入れ対策の流れとしては、収容可能なキャパシティをまず想定したうえで、避難すべき人の優先順位(要配慮者、自宅損壊等の避難所に行かなくてならない人)に沿って割り当てることになると思う。ペット受入れ可の避難所の情報発信をするだけでなく、在宅避難や分散避難によって、避難所へ行く数のバランスをとるべきであることの記載が不足していると感じる。

(平井委員)

- 同伴避難に関してどのような情報を発信すべきかは、検討の余地がある。例えば、避難所ごとに5頭、10頭といった具体的な受入れ頭数を公表したことで、かえってペット同行避難者が避難しにくくなったのではないかと示唆される事例がある。

(加藤委員)

- 108 ページ (3) 飼い主 (ペット飼養者) への支援に、「一般的な飼養用品は、支援物資として提供する」とあるが、原則は飼い主が持参すべきものである。必要備品が全て避難所に用意されるかのような誤解を与えるため、修正が必要。(遠山委員)
- 111～112 ページ「(3) 避難所での飼養環境のあり方」について、過去の災害事例を踏まえて、できるだけ具体的に明示する必要があると考える。これまでの対応事例では、単なる環境設定だけでなく、そこでの適切な避難生活が実現するよう、避難者・避難所管理者・行政・支援者らによる様々な連携があった。これらの情報もあわせて示すことで、自治体職員が、同伴避難対応について、より具体的に組みめるようになるのではないか。(加藤委員)
- 114 ページ (5) 分散避難等様々な避難形態への対応について、避難形態の一つとしてテントが挙げられているが、運動会で使うテントは風に弱く、強風注意報が発出された際には撤去しなくてはならなくなる。避難所運営に適したテントの特徴を示すとともに、風に弱いテントを使用する場合のデメリットも明記しておくが良い。(遠山委員)

#### ■ 掲載コラムについて

- 爬虫類などのエキゾチックアニマルに関して、同じ動物種の扱いや飼育方法が分かっている (職業) コミュニティを活用できると良いだろう。(西村委員)
- 人畜共通感染症には他にもいろいろあるはずだが、**SFTS** だけがコラムとして取り上げられたのはなぜか。(平井委員)
- **SFTS** 以外にも、レプトスピラ等の人獣共通感染症もある。他の人獣共通感染症についても取り上げて良いのではないか。(西村委員)
- 動物アレルギーのコラムについて、重要なポイントを箇条書きにして示せると良い。アレルギーを軽減するためのゾーニング、清掃方法などの科学的な対応を明記することで、自治体の方々が理解しやすく、また対応しやすくなるだろう。その際、111～112 ページの「同伴避難」対応の記述と関連付けることで、より具体的な対処がイメージしやすくなるのではないか。(加藤委員)
- 喘息などの重篤なアレルギーをお持ちの方もいることから、アレルギー対策としてペットの隔離等の対策が必要なことも明記すべき。重篤なアレルギーをお持ちの方が不安にならないよう、丁寧な解説を検討してほしい。(平井委員)
- アレルギー対策としては、アレルギーを持つ方とペットを同じ部屋に入れるのは **NG** だが、空間を分けて同じ建物内に入れる分には問題ないと思う。書き方を工夫し、避難所運営する方が何をすべきかが分かる構成になると良い。(遠山委員)
- 「同室避難」のコラムについて、環境省の公式の文書としてはこれが初出になるだろうから、慎重な表現が求められると考える。避難所でのペット対応について、基本の説明は「同伴避難」であり、その一形態として「同伴避難 (同室飼養)」があり、それが巷間に言う「同室避難」を指すこと。「同伴避難 (同室飼養)」環境があ

ることで適切な避難が促される飼い主がいることを踏まえた環境整備を進める必要があるが、同室の環境設定が難しい場合であっても、飼い主の避難が阻害されないようコミュニケーションを図る必要があること。これらの点等を記述する必要があるのではないか。(加藤委員)

- 同室避難のメリット・デメリットについて、同室同居可能な避難所を作ったとしても、デイケアサービスのようなものがないと機能しない。デメリットとしては、避難所でペットと常時一緒にいられるわけではなく、出勤等によって避難所にペットを残していくという状況が起こるため、飼育者がいない間にペットを集めて群管理を行う必要があることや、他人が勝手にペットに触らないようにする対策が必要なることを明記すると良いだろう。(平井委員)
- 同室避難のデメリットとして、同じ空間にペットがいることで非飼養者との接触による事故やトラブルが発生しやすいことが記載されているが、トラブルを起こすのは動物好きの方の場合が多い。その旨についても記載が必要。(平井委員)

#### ■ 全体について

- 先進的または上手く運営できている自治体の例を載せ、関心を持つ自治体が問い合わせられるような作りになっていると良いだろう。避難が長期化する際に頼れる施設や団体等が明記されていると、避難所を運営する方にとっても良い。(杉本委員)
- 実際に災害が起こった際には、事前に決めた通りには動かない。想定外のことが生じた際の対応について、ガイドラインのどの部分を参照し、自治体や避難所運営者がどのように対応すべきかは別の観点で考えていく必要がある。(杉本委員)
- 今回で検討委員会は終了となるが、ガイドライン改訂案をもう一度読み込んだうえで、気になる点が見つかった際は改めて連絡させていただく。(平井委員)

#### (2) その他

- 本検討委員会は今回をもって終了となる。今後はこれまでいただいたご意見を踏まえ検討、修正を行ったうえで、関係機関等との最終的な調整、協議を進める。改訂版ガイドラインの公表は5月頃を見込んでいる。(環境省)

以上